

野田内閣の防衛政策

— 防衛大綱、沖縄米軍基地問題等をめぐる国会論議 —

外交防衛委員会調査室 岡留 康文・今井 和昌・高藤 奈央子

菅内閣の総辞職を受け、平成 23 年 9 月 2 日、野田内閣が発足した。野田内閣総理大臣は、就任後初の所信表明演説において、新防衛大綱¹に従い、即応性、機動性等を備えた動的防衛力を構築し、新たな安全保障環境に対応していくとし、さらに、日米同盟は、我が国外交・安全保障の基軸であると述べ、安全保障政策に大きな変化がないことを表明した。本稿では、この 1 年間の国会で論議された、次期戦闘機の選定、武器輸出三原則等の見直し、北朝鮮による弾道ミサイル発射、普天間移設問題等の諸問題についてその概要を紹介したい。

1. 次期戦闘機の選定

防衛大綱において、航空自衛隊の戦闘機部隊については、12 個飛行隊及び戦闘機約 260 機の体制を維持することとされており、「中期防衛力整備計画（平成 23 年度～平成 27 年度）」（以下「中期防」という。）においては、現有の戦闘機（F-4）の後継機として、新たな戦闘機を整備することとされていた²。防衛省は、次期戦闘機として提案された F/A-18E、F-35A、タイフーンの 3 機種について評価を行い、平成 23 年 12 月 19 日、性能、経費、国内企業参画及び後方支援の 4 つの要素の評価点の合計が最も高かった F-35A を選定した。翌 12 月 20 日、安全保障会議において、平成 24 年度以降、F-35A を 42 機取得することを決定した。平成 24 年度予算においては 4 機の取得費用 395 億円（1 機約 99 億円）、その他シミュレーターの取得経費等 205 億円の計 600 億円が計上された。なお、F-35A の納入は 28 年度に予定されている。

次期戦闘機に求められる性能について問われた田中防衛大臣（当時。以下同じ）は、ステルス性などに優れた戦闘機の出現、戦闘機、空中警戒管制機及び対空ミサイル等が一体となっていく戦闘の進展、費用対効果等の観点から、兵器システムのマルチロール化が進展していることなどを踏まえて、制空戦戦闘能力に優れ、空対地攻撃能力等を備えたマルチロール機であることが求められると答弁した³。

米国の国防費削減に伴う F-35A の調達数の削減、開発の遅れ等から価格上昇や納期の遅れ、それらが日本の防衛態勢に与える影響などについて問われた。

1 正式名称は「平成 23 年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成 22 年 12 月 17 日安全保障会議及び閣議決定）

2 前中期防（平成 17 年度～22 年度を対象）において、新戦闘機の 7 機の整備を予定していたが、十分な情報が得られなかったとして、期間中の取得を断念した。現中期防（平成 23 年度～平成 27 年度を対象）では 12 機調達する予定となっている。

3 第 180 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 1 号 24～25 頁（平 24.3.22）

納期や要求性能について野田総理は、F-35Aは開発中の機体であるが、同機の提案者である米国政府は、防衛省の要求する期限までに防衛省の要求する性能を備えた機体を納入する旨、確約していると答弁した⁴。他方、田中大臣は、価格や納期は米側に厳守してもらうのが最優先としながらも、提案内容が実現できない場合は、契約を取りやめ、新たな機種選定に入ることも視野に入れなければいけないとの見解を示した⁵。

開発の遅延による調達計画への影響について問われた田中大臣は、全力を挙げてこの契約の履行を実施する、そのような事態は想定していないと述べ⁶、また、4機分の価格については、提案要求書で示された1機99億円の額で交渉を努力していくと述べたが⁷、シミュレーター等の価格も含め、全体で600億の範囲内で購入が可能であれば、購入するとの見解を示した⁸。その後、6月29日、政府はこの4機を米国政府の有償援助（FMS）により調達するための引合受諾書⁹に署名し、1機当たり約102億円、シミュレーターの取得経費等約191億円も含め、計約600億円で調達することとした。

取得が遅れた場合の他機種の導入を含めた対応について問われた森本防衛大臣は、他の機種を導入する考えはなく、価格や納期を守るよう強く米側に申し入れている、F-15の近代化をより進めて補う方法も考えられるとの見解を示した¹⁰。

また、今後も機体価格の上昇の可能性が指摘される中、42機の調達方針について問われたが、渡辺防衛副大臣は計画に変わりはないとした上で¹¹、価格については、米国との交渉で、一つ一つの積算根拠を厳密に議論し、コスト意識をしっかりと持ち取り組むと述べた¹²。

2. 南西地域における防衛態勢の充実

防衛大綱では軍備増強と海洋進出を活発化させる中国を念頭に南西諸島の防衛を重視し、また、こうした情勢に対応するため、自衛隊の機動性や即応性を重視する動的防衛力構想を打ち出している。

活発化する中国の海洋進出への対応を問われた森本大臣は、確固とした気概と意思を持って断固これを排除する、きちっとした方針で南西方面の防衛力を強化する、そのために大臣として何ができるかを防衛力整備の面で特に重視したいと述べた¹³。また、日本を取りまく現状について森本大臣は、島嶼及び鹿児島から沖縄に至る南西方面を挙げ、その海

4 第180回国会衆議院本会議録第3号15頁(平24.1.27)

5 第180回国会衆議院予算委員会議録第18号17頁(平24.2.29)

6 第180回国会参議院予算委員会議録第6号7頁(平24.3.12)

7 第180回国会参議院予算委員会議録第6号8頁(平24.3.12)

8 第180回国会参議院予算委員会議録第6号8頁(平24.3.12)

9 取引ごとに日米両政府の代表者が署名する文書で、これに基づき有償援助が行われる。この文書には、両政府が合意する調達品などの内容及び価格、納入予定時期等の条件が記載される。

10 第180回国会衆議院安全保障委員会議録第5号19～20頁(平24.6.15)

11 第180回国会衆議院安全保障委員会議録第5号7頁(平24.6.15)

12 第180回国会衆議院安全保障委員会議録第5号8頁(平24.6.15)。25年度の概算要求では、2機308億円を要求している。

13 第180回国会衆議院安全保障委員会議録第5号3頁(平24.6.15)

域に周辺諸国からじわじわと寄ってこられているとの表現をし、危機感を示した¹⁴。

こういった現状認識の下、具体的な方策を問われた森本大臣は、島々が連なる海域、地域というものを常に有効に守るためには、常続不断に警戒監視機能というものを強化し、あり得べきリスクが近寄るとき、できるだけ早期に発見して対応できる能力を常に持っていることが必要であると指摘した¹⁵。また、その上で、必要な防衛力を、有効に対応できるように迅速かつ柔軟に機動展開し、必要な対応ができるような体制を常に取っておく、そのためにいろいろな輸送能力が必要であることは言うまでもないと述べ、その能力の向上の重要性を指摘した¹⁶。

これに関連して、尖閣諸島で不法侵入などの不測の事態が起こった場合の対応について問われた野田総理は、尖閣諸島を含め、我が国の領土、領海で周辺国による不法行為が発生した場合には、必要に応じて自衛隊を用いることも含め、政府全体で毅然として対応すると答弁した¹⁷。下条防衛大臣政務官は、一義的には海上保安庁が対応するが、武力攻撃に該当すると判断した場合には防衛出動、一般の警察をもって治安を維持することができない緊急事態の場合は治安出動、海上警備行動で自衛隊が対処することになると答弁した¹⁸。

3. 北朝鮮によるミサイル発射事案への対処

平成 24 年 3 月 19 日、国際海事機関（IMO）から、北朝鮮当局から「地球観測衛星」打上げのための事前通報があった旨の連絡があった。それによれば、北朝鮮当局は、4 月 12 日から同月 16 日までの毎日午前 7 時から 12 時まで（日本時間）、黄海及びフィリピン東方海域に落下区域を設定したとのことであった。

このような状況を踏まえ、3 月 27 日、田中大臣が「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の準備に関する命令」（準備命令）を発出し、準備を開始するとともに、政府は、同月 30 日の安全保障会議において北朝鮮からの「人工衛星」と称するミサイル発射への対応方針を確認した。また、同日、防衛大臣が自衛隊法第 82 条の 3 第 3 項等に基づく「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の実施に関する命令」を発出し、SM-3 搭載イージス艦を日本海に 1 隻、東シナ海に 2 隻、ペトリオット PAC-3 部隊を沖縄県内 4 か所（本島 2、宮古島 1、石垣島 1）、首都圏に 3 か所それぞれ展開させるとともに、万が一の落下による被害に迅速に対処するため、所要の部隊を南西諸島に派遣するなどの対応をとった。

前回の北朝鮮によるミサイル発射事案（平成 21 年 4 月）と異なり、準備命令の段階で公表した理由について渡辺副大臣は、南西諸島という遠隔地であるということ踏まえ、適地に輸送するには時間は少しでも欲しいと述べた¹⁹。

14 第 180 回国会衆議院予算委員会議録第 28 号 4 頁（平 24. 8. 23）

15 第 180 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 6 号 3 頁（平 24. 6. 19）

16 第 180 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 6 号 3 頁（平 24. 6. 19）

17 第 180 回国会衆議院本会議録第 30 号 21 頁（平 24. 7. 26）

18 第 180 回国会衆議院決算行政監視委員会議録第 2 号 5～6 頁（平 24. 4. 12）

19 第 180 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 2 号 4 頁（平 24. 3. 27）

首都圏及び飛翔予定経路の下となる沖縄県にPAC-3が配置されたが、他地域に配備されない理由、また、特に首都圏に配備された理由が質された。この点について田中大臣は、基本的には南西諸島を除く地域については落下する可能性はほとんどないと考え、政治経済の中核機能が集中している首都圏については念には念を入れてPAC-3部隊の配備を行ったと答弁した²⁰。

4月13日午前7時40分頃、防衛省・自衛隊は北朝鮮西岸からの何らかの飛翔体の発射に関する米国からの早期警戒情報（SEW）の受信を確認した。その後、当該発射について、北朝鮮が「人工衛星」と称するミサイルを発射したものであると判断した。当該ミサイルは、1分以上飛翔し、数個に分かれて黄海に落下したため、発射は失敗したものと政府は判断した。同日夕刻、防衛大臣が「弾道ミサイル等に対する破壊措置等の終結に関する命令」を発出し、速やかに展開していた部隊を撤収させた。

ミサイルは1分以上飛行し、黄海上に落下したため日本への影響はなかったが、政府の対応については、運用面での多くの課題が指摘された。特に米国や韓国と比べ発射情報の国民への伝達が遅れたことから、米国との連携がきちんと取られていたのか、また、米国のSEWと自衛隊のレーダーによるダブルチェック方式が適切であったのか等の質問がなされた。この点について防衛省は、米国からSEWはもたらされたものの、発射弾数や落下予想地域等が不明だったため、自衛隊のレーダー等を用いて、情報の正確性等について確認を行おうとしたが、自衛隊のイージス艦や国内のレーダーサイトは見通し線圏外にあったため探知できなかった、結果として二重の確認というは行うことができなかったと答弁した²¹。ダブルチェック方式について野田総理は、平成21年4月のミサイル発射対応の際にSEWの誤報があったことを踏まえ、今回はダブルチェックをしながら公表をするということが基本的な考え方だったと述べつつも、国民への情報伝達のプロセスについて、改善すべき点はあったらと思うと述べた²²。藤村官房長官は、情報発信の内容あるいはタイミング等について配慮すべき点があった、4月16日に官邸に設置した北朝鮮ミサイル発射事案に係る政府危機管理対応検証チームにおいて、特に情報伝達を含めてしっかりと検証し、反省すべき点があれば反省し、今後改善していきたいと述べた²³。

官邸の検証チームは、防衛省から官邸対策室への情報伝達、官邸から国民への情報発信の2つの観点から検証を行い、4月26日、報告書を公表した。同報告書には防衛省中央指揮所と官邸を結ぶ端末について記載がないとの指摘があったが、チーム座長を務めた齋藤内閣官房副長官は、防衛省と官邸対策室の間の情報伝達に係る個々の具体的なシステム、機器の運用の詳細については報告書に記載し公表することは適切ではないと考えたとの見解を示した²⁴。また、防衛省は独自の検証・対応検討チームを設け、同チームは6月15

20 第180回国会参議院予算委員会会議録第17号16頁（平24.4.3）

21 第180回国会衆議院安全保障委員会議録第3号3頁（平24.4.17）

22 第180回国会衆議院予算委員会議録第24号5頁（平24.4.18）

23 第180回国会衆議院予算委員会議録第24号3頁（平24.4.18）

24 第180回国会衆議院安全保障委員会議録第6号20頁（平24.7.31）

日に報告書を公表した²⁵。

今回の事案では米国から寄せられたSEWをダブルチェックするための時間を要したことなどの反省から、日本も独自に早期警戒衛星を保有すべきとの意見も出されたが、野田総理は、安全保障と防衛力の在り方という大局的な議論を踏まえながら、防衛目的の機能と、例えば多目的の機能、森林が火災した場合等々、そういう機能に対するチェックなども含め、デュアルユースの可能性、費用対効果の観点なども含めて、政府全体で検討すべきものと認識をしているとの考えを示した²⁶。

4. 武器輸出三原則等

我が国は、対米武器技術供与を始め、武器輸出三原則等²⁷について、内閣官房長官談話等により個別の事案ごとに例外化の措置を講じてきた。しかし、防衛大綱において、平和への貢献や国際的な協力、国際共同開発・生産における大きな変化に対応するための方策について検討することとされ、政府は内閣官房・防衛・外務・経産各省の副大臣級会議を経て、平成23年12月27日の安全保障会議において国際共同開発・生産、人道目的の装備品供与を包括的に例外化することを決定し、同日「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話を発表した。同談話においては、防衛装備品等の海外への移転について、これまで個別に例外化してきた手法を改め、①平和貢献・国際協力に伴う案件、②我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件は、包括的に例外化措置を講じ、今後は新たな基準により処理することとなった。

武器輸出を行わず、長年築き上げてきた国際社会からの信頼を失うことを十分議論したのかと問われた野田総理は、武器輸出三原則等が国際紛争等の助長を回避するという平和国家としての基本的な理念に基づくものであり、政府としてこの基本的理念を引き続き堅持する、今回の基準は内外に及ぼす影響などを総合的に勘案した結果、国益にかなっていると考えている、また、今後、我が国の事前同意なく目的外使用や第三国移転が行われないなどの厳格な管理が実効的に機能する枠組みを整備し、適切に運用する旨述べた²⁸。

今後の運用の方向性を問われた渡辺副大臣は、日本の技術によって人の命を救ったり、人を助け出したりするようなものがあるならば、積極的にやっていくべきであるとの認識を示した²⁹。

25 官邸チームの報告書は (<http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2012/pdf/0426houkokusho.pdf>)、防衛省チームの報告書は (http://www.mod.go.jp/j/press/news/2012/06/15b_1.pdf) を参照。

26 第180回国会衆議院予算委員会議録第24号4頁(平24.4.18)

27 「武器輸出三原則等」とは、昭和42年に佐藤総理が政府の運用方針として表明した武器輸出三原則(①共産圏諸国、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国、③国際紛争当事国又はそのおそれのある国に対する武器輸出は認めない)と、昭和51年に三木総理が発表した武器輸出についての政府統一見解(①三原則対象地域については武器の輸出は認めない、②三原則対象地域以外の地域については武器の輸出を慎む、③武器製造関連設備の輸出については武器に準じて取り扱う)を合わせた呼称。

28 第180回国会参議院本会議録第3号7頁(平24.1.30)

29 第180回国会衆議院安全保障委員会議録第6号11頁(平24.7.31)

5. 防衛大臣の交代と民間出身の防衛大臣登用

平成 23 年 9 月の野田内閣の発足以来 3 人の防衛大臣が任命された。最初の一川大臣は、就任時の「安全保障の素人」発言、宮中晩餐会欠席、不適切な発言をした沖縄防衛局長に対する監督責任等を問われ³⁰、平成 23 年 12 月 9 日の参議院本会議で問責決議が可決された。同決議には法的拘束力はないが、翌年 1 月 13 日の内閣改造の際には、再任されなかった。また、2 番目の田中大臣は、北朝鮮のミサイル発射への対応、防衛大臣としての自覚・緊張感の欠如等を問われ³¹、4 月 20 日の参議院本会議で問責決議が可決され、6 月 4 日の内閣改造の際には、再任されなかった。

現在の森本大臣は、6 月 4 日に就任したが、歴代の防衛庁長官・防衛大臣を通じて初の国会に議席を有しない（民間出身の）防衛大臣である（前職は拓殖大学海外事情研究所長）。

国会に議席を有してない防衛大臣が自衛隊の隊務を統括することについて、文民統制の在り方の観点から議論が行われた。野田総理は、防衛大臣が国会議員でなければならないという議論は憲法からは解釈できず、防衛に関する予算や法律は国会の議決を経ており、軍事よりも政治が優先をするという原理は貫徹をされている旨答弁した³²。他方、森本大臣は、立法府の人間でない民間人は立法府や政党に対するいろいろな働きかけ、根回し等で力量が不足するとの認識を示し、副大臣・政務官の協力を得ながら総理、官房長官並びに関係の大臣に教わって、自分の職務を遂行したいと述べた³³。

6. 集団的自衛権

野田総理が野党時代に著書の中で集団的自衛権行使の容認を提唱していたことから、総理在任中に従来の政府見解を見直す考えがないか質された。野田総理は集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの政府解釈を内閣総理大臣として現時点で変えることはないと答弁した³⁴。その後平成 24 年 7 月 6 日、政府の国家戦略会議（議長：内閣総理大臣）のフロンティア分科会（座長：大西隆東京大学大学院工学系研究科教授）は、野田総理に提出した報告書において、集団的自衛権に関する解釈など旧来の制度慣行の見直しに言及しているが、野田総理は、1 つの有識者の会議であり、それが政府の方針というわけではないと述べた³⁵。一方で野田総理は、集団的自衛権の問題については様々な議論があつてしかるべきとの認識も示した³⁶。

大臣就任前に集団的自衛権の行使に積極的な意見を表明していた森本大臣は、閣僚の一員として任務を遂行する間、憲法の枠の中で集団的自衛権問題を考えると、少なくとも今のところ政府解釈を変える考えがない旨答弁した³⁷。また、同大臣は、集団的自衛権は本質的

30 第 179 回国会参議院本会議録第 12 号 9～14 頁（平 23. 12. 9）

31 第 180 回国会参議院本会議録第 13 号 4～7 頁（平 24. 4. 20）

32 第 180 回衆議院予算委員会議録第 25 号 12 頁（平 24. 6. 12）

33 第 180 回国会衆議院安全保障委員会議録第 5 号 6 頁（平 24. 6. 15）

34 例えば、第 179 回国会参議院本会議録第 4 号 5 頁（平 23. 11. 1）

35 第 180 回国会衆議院予算委員会議録第 27 号 17 頁（平 24. 7. 12）

36 第 180 回国会衆議院本会議録第 30 号 21 頁（平 24. 7. 26）

37 第 180 回国会参議院予算委員会議録第 21 号 6 頁（平 24. 6. 13）

に同盟関係に係る問題であり、現在の日米同盟の中で、日本が米国にどのような協力ができ、日米がどのような役割分担をするのかについて、質的・量的に充実・拡充することを優先的に考えるべきであり、それによって本来集団的自衛権が持っている役割の多くが今の憲法の枠内で可能となり、集団的自衛権はその先の問題であるとの認識を示した³⁸。

7. 国際平和協力法改正

防衛大綱では、グローバルな安全保障環境の改善に取り組むため、「国際平和協力活動の実態を踏まえ、P K O参加五原則等我が国の参加の在り方を検討する」と記述されている。これを受け、今後の我が国の国連P K O等に対する協力の在り方を検討することを目的に、内閣府、内閣官房、外務省、防衛省の副大臣等をメンバーとして設置された「P K Oの在り方に関する懇談会」（座長：東内閣府副大臣（当時））は、平成23年7月に「中間取りまとめ」を発表し、現場に所在しない文民等や攻撃された他国部隊等の救援（いわゆる駆けつけ警護）のための武器の使用が認められていないこと等の法制面の課題等が示された。これを踏まえ、政府は関係省庁間で法改正の可否を含む検討を行っている³⁹。具体的な検討項目について政府は、「国連のP K Oの法的性格、紛争当事者の範囲、停戦合意要件の有無、文民による活動への参加五原則の適用、平和構築支援、警護業務、安全確保業務、当該業務遂行に必要な権限あるいは国連の人・物防護、任務防衛のための武器使用、宿営地の共同防衛、後方支援、司令官ポスト、損害賠償請求権の放棄、P K O法に基づき派遣された自衛隊によるP K O以外の活動を行っている米軍等への物品、役務の提供、国際的な選挙監視活動による協力の範囲の拡大」であることを明らかにした⁴⁰。

その後24年7月には、自衛隊の宿営地外にいる文民が襲われた場合に自衛隊が助けに行く「駆けつけ警護」を可能とする国際平和協力法改正案を開会中の第180回国会に提出する方針を固めた旨の報道があった⁴¹。野田総理は駆けつけ警護の問題も含め最終的な調整をしていることを認めたが⁴²、藤村官房長官は、法制度、運用の在り方の両面で検討すべき課題があり、残り会期を踏まえると第180回国会中の提出は厳しいとの見解を示し⁴³、結局、国際平和協力法改正案は提出されなかった。

駆けつけ警護について玄葉外務大臣は、P K Oに派遣された自衛官自身の生命又は身体の危険が存在しない場合に、当該自衛官の所在地から離れた場所に駆けつけて他国軍隊の要員等を防護するために武器を使用することは、憲法第9条の禁じる武力の行使との関係で慎重な検討を要する場合があるが、真剣に検討していく必要があるとの認識を示している⁴⁴。また、森本大臣は、相手がどのような組織であるのかということが明白な場合にはよいが、明白

38 第180回国会衆議院安全保障委員会議録第5号4頁（平24.6.15）、第180回国会参議院予算委員会会議録第21号6頁（平24.6.13）、第180回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号12頁（平24.6.19）等

39 第180回国会衆議院本会議録第30号21頁（平24.7.26）。

40 第180回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号9頁（平24.3.28）

41 『産経新聞』（平24.7.10）

42 第180回国会衆議院予算委員会議録27号18頁（平24.7.12）

43 平成24年7月27日藤村内閣官房長官記者会見

44 第180回国会衆議院外務委員会議録第4号3頁（平24.8.1）

でない場合に憲法上許されている武器の使用が可能かどうかという点も今回の検討の非常に大きな焦点の1つである旨明らかにしている⁴⁵。

文民要員に対する駆けつけ警護については、再建途上の受入れ国が実施できない行政警察権を補完するものであり、国際的な武力紛争ではなく憲法の禁ずる「武力の行使」には当たらないとして容認する方向で調整が行われているとの報道があり⁴⁶、玄葉外務大臣は「内閣法制局との調整にてこずっている」と述べた⁴⁷。

8. 普天間飛行場の移設問題

平成 21 年 9 月の政権交代後、政府は普天間飛行場の移設先について再検討を行っていたが、23 年 6 月の日米安全保障協議委員会（「2 + 2」。外務・防衛の担当閣僚で構成）において、名護市辺野古区域等に建設する滑走路の形状をV字と決定し、従来の日米合意案に回帰し、完成時期について、平成 26 年より後のできるだけ早い時期に完了させることを確認した。

その後、政府は建設工事に入るための環境影響評価の手続を再開し、環境影響評価書を23 年末から 24 年初めにかけて、沖縄県知事へ送付した。

現在、2 月 20 日及び 3 月 27 日に述べられた評価書に対する沖縄県知事意見を勘案して、評価書の補正作業を進めている。

仲井眞沖縄県知事が、辺野古移設は「事実上不可能」と発言していることもあり、公有水面の埋立に関する知事の「承認」権限を見直す特別措置法の制定の可能性を問われたが、野田総理は特措法はつくりたくない、事を荒立てて物事を強引に進めることはないと答弁した⁴⁸。

また、24 年 2 月 8 日、日米両政府は共同報道発表を発出し、辺野古移設の「現在の計画が、唯一の有効な進め方であると信じている」とし、海兵隊のグアムへの移転と嘉手納飛行場以南の土地の返還の双方を普天間飛行場移設に関する進展から切り離すこと（パッケージの切離し）について、公式な議論を開始したことを明らかにした。パッケージの切離しのメリットについて玄葉外務大臣は、（3 事業とも進展していない）膠着状態を打開するため、沖縄の負担を先行して軽減していく、つまりグアム移転と嘉手納以南の土地の返還を着実に進め、沖縄の皆様にご丁寧な理解を求めながら辺野古移設を進めることで、本来の日米同盟の在り方についての議論が進展しやすくなると考えていると述べた⁴⁹。

さらに 24 年 4 月 27 日の 2 + 2 において、日米両政府は、辺野古崎地区等に建設することが計画されている普天間飛行場の代替施設が、引き続き、「これまでに特定された唯一の有効な解決策である」との認識を再確認した。この文言が入った理由について玄葉外務大臣は、この文書を最終的に確定をしていく中で、米国議会との様々な調整を行った結果

45 第 180 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 8 号 10 頁（平 24. 7. 31）

46 『毎日新聞』（平 24. 7. 13）、『産経新聞』（平 24. 7. 20）等

47 第 180 回国会衆議院外務委員会会議録第 4 号 3 頁（平 24. 8. 1）

48 第 180 回国会衆議院予算委員会会議録 4 号 37 頁（平 24. 2. 2）

49 第 180 回国会衆議院予算委員会第 11 号 2 頁（平 24. 2. 17）

として出てきたものであることを明らかにした⁵⁰。

9. 垂直離着陸機MV-22（オスプレイ）の配備問題

MV-22は、回転翼機の垂直離着陸やホバリングの機能と、固定翼機の高速度飛行及び長い航続距離を持ち合わせた航空機で、輸送ヘリCH-46と比較すると、最大速度は約2倍、搭載量は約3倍、行動半径は約4倍である。米海兵隊においては、老朽化したCH-46を、MV-22へと更新する計画が進められている（24年7月1日現在約150機保有）。平成23年6月、普天間飛行場に配備されているCH-46をMV-22へ更新することが米国防省より公表され、24年6月29日、米国政府から、同年10月初旬に普天間飛行場の1個飛行隊12機のCH-46を同数のMV-22に更新する旨の接受国通報が行われた。米国から民間船舶で輸送されたMV-22は、7月23日、山口県・岩国飛行場に陸揚げされ、同飛行場で調整の後、普天間飛行場に配備され運用される段取りとなっている。

MV-22は開発段階での墜落事故が相次いだことなどから、安全性に対する懸念が示された。野田総理は当初、地元の方々が安心できるよう、丁寧に、誠意を持って御説明するとしていた⁵¹。24年4月（モロッコ）及び6月（フロリダ。空軍仕様CV-22）にも墜落事故が発生したにもかかわらず米側は配備スケジュールを変更しない姿勢を見せた。他方、沖縄県知事は安全性に対し強い懸念を示すとともに、配備拒否を明言するようになった⁵²。安全性の確認を問われた野田総理は、2つの事故調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性がしっかりと再確認されるまでは、飛行運用を行わないという政府の方針があり、米側も同様の認識を示していることを明らかにした上で、その調査結果を政府全体でしっかりと分析・評価し、地元丁寧に説明し、理解を得られるよう全力を尽くすとした⁵³。また、玄葉外務大臣は、日本政府自身が安全性を主体的に確認をし、日米合同委員会等を通じて運用の在り方等についてしっかりと調整をしていくと答弁した⁵⁴。

また、配備の必要性について問われた野田総理は、在沖海兵隊の能力の向上やアジア太平洋地域における日米同盟の抑止力の向上につながり、我が国の安全保障上、極めて重要であるとの認識を示した⁵⁵。

さらに、米国防総省国防分析研究所の元主任分析官がオートローテーション機能の欠如等6つの欠陥を指摘していることについて森本大臣は、指摘された時点では正しかったものもあるが、その後相当改善・改良されているとした⁵⁶。

50 第180回国会参議院予算委員会会議録25号3頁(平24.8.27)

51 第178回国会衆議院本会議録第3号12頁(平23.9.15)

52 『毎日新聞』(平24.7.2)

53 第180回国会衆議院本会議録第30号5頁(平24.7.26)

54 第180回国会参議院予算委員会会議録第24号13頁(平24.8.24)。その後、9月19日の日米合同委員会において、飛行の安全性、騒音規制及び低空飛行訓練を含め、MV-22の我が国における運用に係る具体的な措置について合意した。

55 第180回国会衆議院本会議録第30号5頁(平24.7.26)

56 第180回国会参議院予算委員会会議録第25号15頁(平24.8.27)